

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起と翌日)  
(當日起と翌日)

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を

次のように改正する。

別表九の二の項を削る。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

## 鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を

次のように定める。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令(昭和五十二年二月鳥取

県訓令第一号)の一部を次のように改める。

別表土地対策課の項中「土地対策課」を「企画課」に改める。  
別表厚生援護課の項を次のように改める。

## 訓 令

社会課

## 町村の福祉に関する事務所の設置及び廃止の承認

第一種社会福祉事業の経営の許可

1 町村の区域と系るもの

卷之三

正義論

社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の

卷之三

卷之三

寄附金の募集の許可

1  
町村の区域を示すもの

卷之三

丁巳仲夏

社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置休止

卷之三

社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の名稱等の変更の認可

医療機関の指定

## 身体障害者手帳の交付

**市町村の身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設の附置の認可**

## 特別給付金を受ける権利の裁定

社会福祉事業法  
令支特妻戦没者給付法施行等の特別に對する等の身体障害者生活保護法

令支特妻戦 給別に没 法給対者 施付す等 行金るの	福 祉 法 施 害 者	身 体 障 害 者	生 活 保 護 法	業 社 会 福 祉 事 事
四 七 三 〇	日数に先 七日間に關 数を要すと するの協議 加えられた たる日数	四 五 六 一 〇	九 一 三 九 二	一四

四 七 二三 日数に先七  
数を要とす  
加するに  
える協  
た日議  
係

廣報文書課	福祉事務所	廣報文書課	福祉事務所	廣報文書課	福祉事務所	廣報文書課	福祉事務所
"	"	"	"	"	"	"	"

関係先との協議を要する。



## 鳥取県立福原荘の利用の許可



## 鳥取県訓令第三号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十一年七月鳥取県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表一一の項を次のように改める。

一 職員	一一 道路技手の 職務に従事する	作業服（上衣）	二三六
		作業服（ズボン）	二三四
		盛夏シャツ	二三四
		ヘルメット	二三四
		ゴム製半長靴	二三四
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	一〇	二二四
	布製手袋	一二三	二二三
	ビニール製手袋	一三六	二二四
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	一三六	二二四
	防寒ズボン	一三六	二二四
安全靴	エンカ服	一三六	二二四

1 この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により交付している被服は、この訓令による改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

## 鳥取県訓令第四号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改

正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表広報文書課の項中「浄書係」を「審査浄書係」に改め、同表林務課の項中「計画第一係及び計画第二係」を「企画係及び森林計画係」に改め、同表野菜試験場の項を次のように改める。

## 附 則

病害虫防除所		試験場	
現地で業務に従事する職員	の職員を除く。) のうち常時現地で蚕業に関する業務に従事する職員	一 試験場の職員 (総務課常時現地で蚕業に関する業務に従事する職員	一 試験場の職員 (総務課の職員を除く。) のうち常時現地で蚕業に関する業務に従事する職員
作業服 (ズボン)	作業服 (ズボン)	作業服 (上衣)	作業服 (上衣)
雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)
白衣	白衣	白衣	白衣
ゴム製半長靴	ゴム製半長靴	ゴム製手袋	ゴム製手袋
二四八	二四八	二三六	二三六
二三六	二三六	二二四	二二四
二二四	二二四	二二六	二二六

別表蚕業試験場の項を削り、同表農業大学校の項の次に次のように加え  
る。

別表種畜場の項及び繭検定所の項を削り、同表土木事務所の項中「出張所」を「土木事務所」に改める。

## 附 則

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

## 告 示

## 鳥取県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大原千町土地改良区が行う土地改良事業（水田作総合改善営農条件整備事業大原地区区画整理）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中浜地区土地改良区が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業三軒屋地区区画整理）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

## 鳥取県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業曲地区農用地造成）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）栗尾地区区画整理）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業芝森岡地区農道整備）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業山ノ鼻地区区画整理）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第三百十七号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業曲地区農用地造成）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業別府地区農道整備）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業金屋谷地区農道整備）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業本宮地区農業用用排水と農道整備を一体としたもの）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業久住地

昭和61年3月31日 月曜日

## 鳥取県公報

区ほ場整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業(団体営農道整備事業上野地区農道整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業(団体営ほ場整備事業浦富地区ほ場整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 企業管理規程

## 鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業(団体営ほ場整備事業福岡地区ほ場整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十八日

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県企業管理規程第一号**

鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県新幡郷発電所調査事務所」を「鳥取県新幡郷発電所建設事務所」に改める。

**附 則**

この企業管理規程は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**企 業 訓 令****鳥取県企業訓令第一号**

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（鳥取県企業局公印規程の一部改正）

第一条 鳥取県企業局公印規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「新幡郷発電所調査事務所長」を「新幡郷発電所建設事務所長」

〔鳥取県新幡郷発電所調査事務所長印〕を〔鳥取県新幡郷発電所建設事務所長印〕に改める。

（鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程の一部改正）

第二条 鳥取県企業局職員勤務評定規程（昭和五十二年三月鳥取県企業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「新幡郷発電所調査事務所」を「新幡郷発電所建設事務所」に改める。

（鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程の一部改正）

第三条 鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程（昭和五十九年三月鳥取県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県新幡郷発電所建設事務所処務規程

第一条中「鳥取県新幡郷発電所調査事務所」を「鳥取県新幡郷発電所建設事務所」に改める。

附 則

〔公 告〕

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

昭和61年3月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県の職員の給与等について

## 1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (昭和60年3月31日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B)/(A) (全国平均)	(参考) 昭和58年度 の人事費率
昭和59年度	618,143人	254,816,728千円	649,381千円	73,349,650千円	28.8% (37.6)	29.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

## 2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
昭和60年度	11,296人	35,764,783千円	6,681,302千円	14,943,370千円	57,389,455千円	5,081千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額である。

## 3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（昭和60年4月1日現在）

区分	一般行政職			警察職			小・中学校教育職		
	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢
鳥取県	289,230円	280,615円	40歳1月	225,030円	294,590円	35歳7月	261,673円	299,531円	40歳5月
国	219,097円		39.8歳	218,633円		38.4歳	256,176円		39.4歳

区分	高等学校教育職			現業職		
	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢
鳥取県	294,697円	338,067円	43歳9月	242,781円	273,391円	42歳10月
国	264,520円		39.8歳	198,533円		47.4歳

## 4 職員の初任給の状況（昭和60年4月1日現在）

区分	鳥取県		国	
	決定初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	107,500円	118,800円	107,500円
	高校卒	90,700円	96,600円	90,700円
警察職	大学卒	118,500円	137,200円	118,500円
	高校卒	101,700円	114,300円	101,700円
小・中学校教育職	大学卒	119,600円	133,400円	119,600円
	高校卒	96,000円	103,400円	96,000円
高等学校教育職	大学卒	119,600円	133,400円	119,600円
	高校卒	96,000円	103,400円	96,000円

## 5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（昭和60年4月1日現在）

区分	経験年数		
	10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	179,356円	235,150円
	高校卒	150,886円	181,560円
警察職	大学卒	202,165円	240,833円
	高校卒	169,110円	214,815円
小・中学校教育職	大学卒	198,645円	250,022円
	高校卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	212,065円	247,143円
	高校卒	—	193,960円
現業職	大学卒	184,454円	—
	高校卒	140,090円	174,143円
			221,238円

## 6 一般行政職の等級別職員数の状況（昭和60年4月1日現在）

区分	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	計
標準的な職務内容	本庁の部長、局長、委員長、博物館長	本庁の次長、委員長、出先機関の長	本庁の課長補佐、出先機関の課長、困難業務係長	本庁の課係長、主任、特に高度の知識を有する主事、技師、保母	主事、技師、保母	高度の知識を有する主事、技師、保母	相当高度の知識を有する主事、技師、保母	主事、技師、保母	
職員数	9人	28人	273人	1,517人	200人	340人	483人	248人	3,098人
構成比	0.3%	0.9%	8.8%	49.0%	6.4%	11.0%	15.6%	8.0%	100%
参考 1年前の構成比	0.3%	0.9%	9.0%	49.6%	6.3%	11.3%	15.0%	7.6%	100%
参考 5年前の構成比	0.3%	0.7%	8.1%	53.1%	7.0%	9.8%	13.8%	7.2%	100%

(注) 1 鳥取県の職員の給与に関する条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名である。

## 7 异給期間短縮の状況

区分	全職種	一般行政職	警察職	小・中学校教育職	高等学校教育職	現業職
昭和59年度	職員数(A)	11,597人	3,124人	1,101人	3,729人	1,593人
	普通异給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	2,542人	730人	275人	795人	310人
	比率(B)/(A)	21.9%	23.4%	25.0	21.3%	19.5%
昭和58年度	職員数(A)	11,482人	3,056人	1,062人	3,745人	1,563人
	普通异給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	2,621人	740人	280人	830人	318人
	比率(B)/(A)	22.8%	24.2%	26.4%	22.2%	20.3%

## 8 職員手当の状況

区分	鳥取県			国		
期末手当 勤勉手当 (昭和59年度) (支給割合)	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分

退職手当 (支給率)	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年		
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	28.375月分	44.55月分	勤続25年	28.375月分	44.55月分
	勤続35年	48.125月分	63.525月分	勤続35年	48.125月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	63.525月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	1人当たり	2,796千円	22,100千円	定年前早期退職特例措		
	平均支給額			その他の加算措置		
	その他の加算措置	制度なし		(2%~20%加算)		
退職時 10年以上20年未満勤続		1号給	退職時	1号俸		
特別昇給 20年以上勤続		2号給	特別昇給			

- (注) 1 期末・勤勉手當については、昭和60年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。  
 2 退職手当1人当たり平均支給額は、昭和59年度に退職した行政職に係る職員に支給された平均額である。

講整手当 (昭和60年4月 1日現在)	支給対象地域	特別区大阪府	北九州市
	支給率	9%	6%
	支給対象職員数	22人	1人
	国の制度 (支給率)	9%	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(昭和59年度決算)	288,905円	

特殊勤務手当 (昭和59年度)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	40.6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	69,102円
時間外勤務手当	手当の種類(手当数)	75
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給されている手当
時間外勤務手当	昭和59年度	夜間看護手当、教育業務連絡指導手当、医療従事手当、公立学校特殊業務手当、病院業務手当
		公立学校特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、病院業務手当、夜間特殊業務手当、夜間看護手当
	昭和58年度	支給総額 職員1人当たり支給年額
		955,850千円 82千円
		支給総額 職員1人当たり支給年額
		950,956千円 83千円

(昭和60年4月1日現在)

区分	支給対象職員	支給額(月額)	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者 13,200円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 4,200円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 8,900円 その他の者 1,000円	同じ
住居手当	住宅を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員	借家・借間居住者 家賃の額に応じ、最高14,700円まで支給 自宅居住者 新築購入から5年間は2,500円それ以降は1,000円	同じ
通勤手当	交通機関等を利用して又は自転車等を使用して通勤する職員	交通機関等利用者 運賃等に応じ、最高21,700円まで支給 自転車等使用者 通勤距離に応じ、2,00円～8,700円を支給	同じ

## 9 特別職の報酬等の状況(昭和60年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(昭和59年度支給割合)	
知事	870,000円	6月期 1.4月分	
副知事	670,000円	12月期 1.9月分	
出納長	570,000円	3月期 0.5月分 計 3.8月分	
議長	640,000円	6月期 1.4月分	
副議長	550,000円	12月期 1.9月分	
議長	510,000円	3月期 0.5月分 計 3.8月分	

(注) 期末手当については、昭和60年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。